

久留米市 子育てのための施設等利用給付認定（無償化関係）にかかる 現況届のご案内

施設等利用給付認定保護者（2号・3号認定に限る）は、毎年、就労や疾病等による保育の必要性を証する書類を添付のうえ、届書の提出【現況届】が必要です。（子ども・子育て支援法第30条の7）

つきましては、以下の書類を各施設が定める期限までに提出し、手続きをお願いします。

なお、書類の不足、書類内容の虚偽、届出書の未提出などにより認定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

【お手続きが必要な方】

- (1) 新制度に移行していない幼稚園に通園し、預かり保育を利用する子ども
- (2) 認定こども園の教育認定子どものうち、預かり保育を利用する子ども
- (3) 届出保育施設等*を利用する子どものうち、施設等利用給付認定を受けた子ども
※届出保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

【必要書類等】 下記の□にチェックして、準備してください。

※就労証明書など各書類は、提出日の直近3ヶ月以内に作成（証明および発行）されたものを有効とします。

必 須	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定（現況届） ※利用中の お子さん1名につき1枚 必要です。
	<input type="checkbox"/> 保育が必要なことを証明する書類 保護者全員分（父・母） 保護者1名につき下記のいずれかを1つ以上（合算して月64時間以上になる場合を含む） ※保護者の方であっても、単身赴任等で住民票を移し、同居していない方については、不要です。
	<input type="checkbox"/> 就労証明書 } <ul style="list-style-type: none"> ・就労予定の方は、就労開始後にも再度提出が必要 ・育児休業中の方は、就労証明書の提出が必要
	<input type="checkbox"/> 診断書または母子健康手帳 （出産予定日のわかるもの）
	<input type="checkbox"/> 診断書または障害者手帳 など
	<input type="checkbox"/> 看護・介護申立書 ＋介護される人の診断書または障害者手帳など
	<input type="checkbox"/> 求職中申立書 <input type="checkbox"/> 就学証明書

必 要 状況により	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更届 ※現況届（表面）「4 保育を必要とする理由等」の欄について、 前回の申請内容と変更がある方、保育（預かり認定）を必要としなくなった方のみ必要です。
-------------------------	--

【お問合せ先】

名称	所在地	電話番号
子ども未来部子ども保育課	久留米市城南町15番地3	0942-30-9025
田主丸総合支所市民福祉課	久留米市田主丸町田主丸459番地11	0943-72-2112
北野総合支所市民福祉課	久留米市北野町中3245番地3	0942-78-3553
城島総合支所市民福祉課	久留米市城島町檜津743番地2	0942-62-2112
三潁総合支所市民福祉課	久留米市三潁町玉満2779番地1	0942-64-2313

